

令和5年度後期 研究パートナー制度について

1. 研究パートナー制度による研究者支援の概要

子育て・介護中で極めて多忙な研究者の研究業務の支援として、支援により研究成果向上が期待される研究者に対し、実験補助、研究データの解析、統計処理、文献調査及び発表資料作成等の補助業務を行う研究パートナーの雇用を支援するもの。

(1) 研究パートナー制度（養成型）

養成型は、研究を補助することにより論文共著者などを目指し、リスタートを希望する元研究者やポスドク、研究者希望の博士後期課程の大学院生等とする。この制度により、研究者と研究パートナー双方の支援をめざす。

(2) 研究パートナー制度（支援型）

支援型は、研究及び研究以外の業務を補助し、特に学歴などに条件を設けないが、学生は対象外とする。

【支援期間】 令和5年10月1日（予定）～令和6年3月31日

【募集人員】 若干名

【申請資格】 本学の常勤の教員で、次のいずれかに該当する者

但し、本制度は、教員と研究パートナーの共同活動を前提とするので、産前産後休暇、育児休業、介護休業の状況にある教員は除く。

注：小学生以下の子どもの育児を行う研究者及び在宅介護を行っている研究者や、緊急性・必要性の高い者を優先する。

(1) 小学校6年生までの児童を養育し、極めて多忙な者

(2) 家族に要支援者・要介護者（*）・障害者等があり、極めて多忙な者

（*） 要支援者・要介護者・・・介護保険法に基づき要支援1～2，要介護1～5と市町村から認定された者。

2. 研究パートナーの条件

(1) 推薦する研究パートナーは、1申請者につき、原則1名とする。

(2) 養成型は、博士前期課程修了以上もしくはそれと同等とみなされる者で、研究者としてキャリアアップをめざす者とする。支援型は学歴を問わないが学生は対象外とする。

(3) 申請者自身が主任指導教員を務める大学院生は、対象外とする。

(4) 研究パートナーは、当該雇用期間中、本学における他の身分を有することを認めない。

3. 雇用条件

- (1) 養成型の勤務時間は週 12 時間程度を上限とする。但し、博士後期課程の大学院生を研究パートナーとする場合は、学業両立を考慮し、週 9 時間を上限とする。また、主任指導教員の下承を得た上で申請し、採用時には申立書の提出を必要とする。
支援型の勤務時間は週 14 時間程度を上限とする。
- (2) 予算の都合上、審査にて勤務時間を削減する場合がある。
- (3) 養成型の給与は、時給 1,000 円とし、支援型の給与は、時給 922 円とする。
- (4) 被支援者（教員）が退職等で出勤しなくなった場合又は育児・介護等の支援事由が消滅した場合、研究パートナーの雇用期間内でも支援を打ち切る場合がある。

4. 申請時の必要書類

- (1) 研究パートナー制度利用申請書 <別紙 1>
 - (2) 過去 5 年間の研究業績 <別紙 2> ※養成型のみ
 - (3) 申請者履歴書 <別紙 3>
- ※審査時又は採択後に別途資料を作成・提出していただく場合がある。

【提出期限】 令和 5 年 7 月 28 日（金）

【提出方法】 下記宛に送信または、印刷した書類を学内便にて送付。
(担当) 事務局経営企画課総務係 上井

5. 選考方法

男女共同参画推進チームにおいて審査を行い、予算の範囲内で、緊急性・必要性の高い者を優先し、男女共同参画推進本部長が支援対象者を選定・決定する。

6. その他

- ・ 提出された「<別紙 2>過去 5 年間の研究業績」は審査に使用する。
- ・ <別紙 4>「研究パートナー利用実績報告書」（被支援研究者記入）、<別紙 5>「研究パートナー報告書」（研究パートナー記入）は支援期間終了時に提出が必要となる。
- ・ 研究パートナーは原則公募し、新規に採用される際には面談（審査及び説明のため）を行う。
- ・ 被支援研究者及び研究パートナーは、本学の男女共同参画の関連行事に参画する等、協力すること。